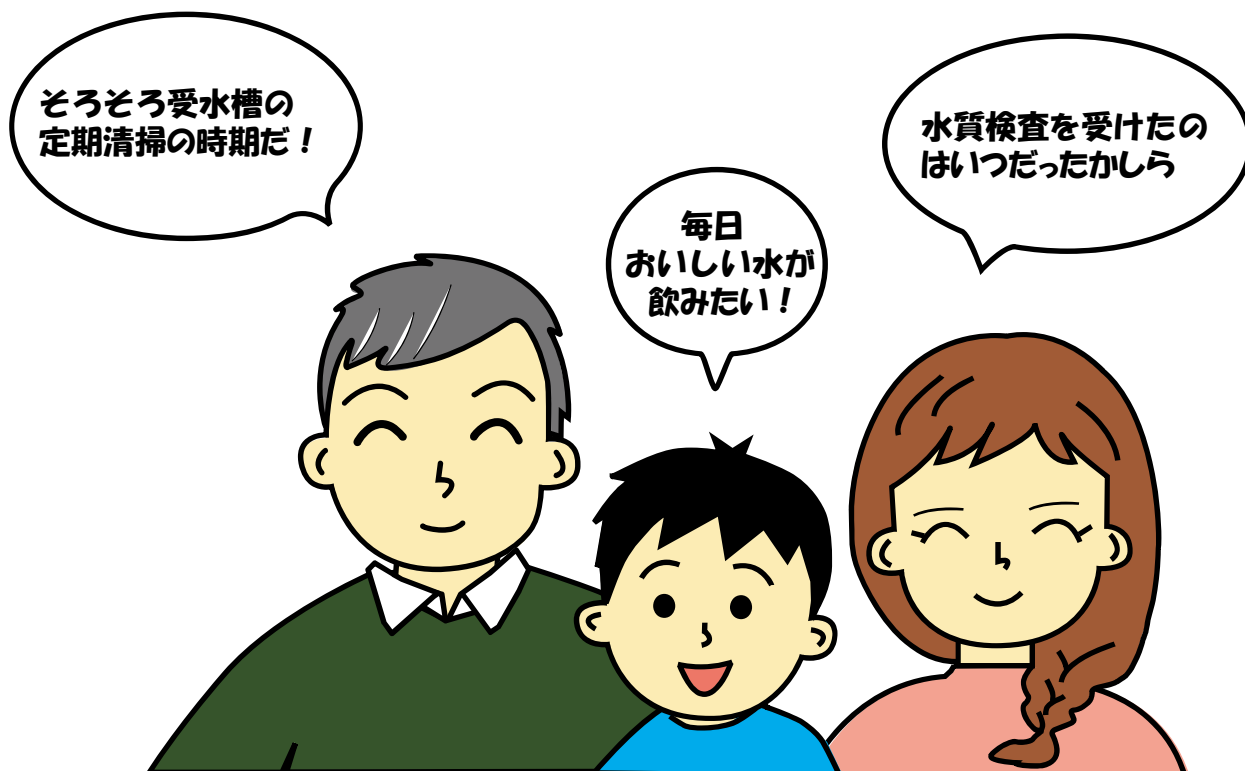


貯水槽水道の管理について

～安全・安心な水道水を使っていただくために～

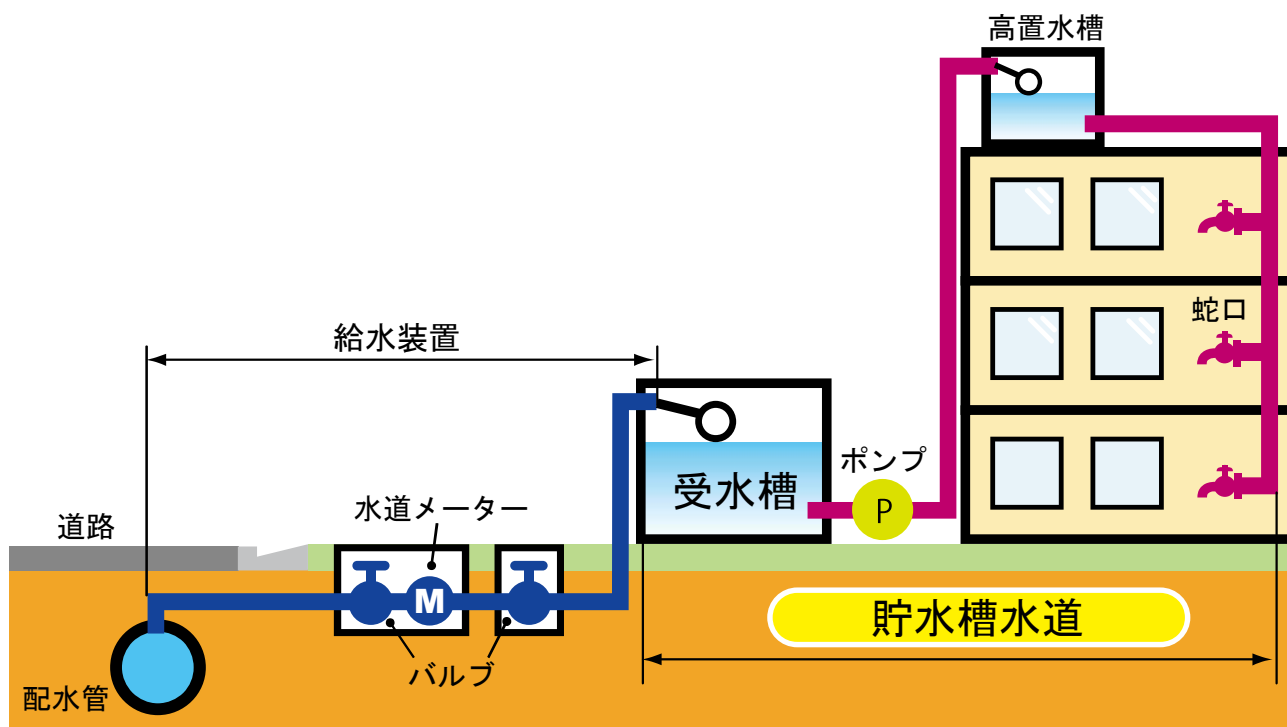


目次

- 1 貯水槽水道とは？
- 2 設置者(オーナー)として行わなければならないこと!!
- 3 管理のポイント
- 4 直結式給水について
- 5 直結式給水と受水槽式給水のちがい
- 6 クロスコネクションについて
- 7 受水槽式給水から直結式給水へ切り替える場合
- 8 貯水槽水道に関する国の法律と京都市の指導要領
- 9 国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関
- 10 連絡先一覧

1 貯水槽水道とは？

「貯水槽水道」とは、水道水をいったん受水槽に受けて、建物の利用者に水を供給する施設の総称です。貯水槽水道の設置者(オーナー)の皆さまは、利用者が衛生的に水を利用できるように施設を管理しなければなりません。



2 設置者(オーナー)として行わなければならないこと!!

貯水槽水道の設置者(オーナー)の皆さまには、水道法及び京都市の要領に基づき、下記のことを行わなければなりません。

ポイント① 医療衛生センターへの届出

貯水槽水道を設置する場合は、医療衛生センターへ届出をしてください。
※医療衛生センターの連絡先は裏表紙をご覧ください。

ポイント② 検査の受検

貯水槽水道のうち、簡易専用水道(受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの)の設置者(オーナー)の皆さまは、毎年1回以上、国土交通大臣及び環境大臣が登録する検査機関による検査を受けなければなりません。

※登録検査機関は、裏表紙をご覧ください。

また、国土交通省及び環境省のホームページに掲載されています。

ポイント③ 日常の点検

次のページに示すチェックリストを用いて、日頃から受水槽の点検を実施してください。また、水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者に知らせるとともに、速やかに対策を講じてください。

3 管理のポイント

水

- ☐ 水槽の周囲は清潔な状態か？
 - ・鳥害対策がとられていること
 - ・受水槽周辺には落葉や雑草等がないこと
 - ・受水槽周辺に湧水等の水がたまらない状態であること
- ☐ 水槽の周囲に物が置かれていないか？
 - ・ごみの集積場、污水处理施設等が近くにないこと
 - ・污水配管の通気管管端部や空調施設の排気口が近くにないこと
 - ・廃棄物や薬品等、水を汚染するおそれのあるものが受水槽の近くにないこと
- ☐ 水槽電極部、揚水管等の接合部は固定して防水密閉されているか？
 - ・受水槽との接合部は固定され、防水密閉となっていること
- ☐ 亀裂、漏水箇所はないか？
 - ・パネル式受水槽では、接合部のパッキン不良による漏水がないこと
 - ・ステンレス製受水槽では、パネル溶接部分の亀裂及び漏水がないこと
- ☐ 受水槽上部は清潔か？
 - ・受水槽上部の空間に污水管がないこと。ある場合は、漏水が発生しても受水槽が汚染されないように污水管下部に受け皿等が設置されていること
 - ・受水槽上部に勾配がない場合、雨水等の排水不良箇所が存在しないこと
- ☐ 壁面の汚れ、異物、浮遊物、濁りはないか？
 - ・内部に小動物等を発見した際には、進入経路を確認すること
 - ・水中に懐中電灯を当てたとき光の筋が明確に確認できないこと（確認できた場合、濁りがあると考えられる）
 - ・受水槽内に藻が発生していないこと
- ☐ 毎年1回以上、水槽の清掃を行ったか？
- ☐ 安全のため容易に開閉できないよう施錠されているか？
 - ・マンホールは確実に施錠されていること。もし施錠できない構造のときは、受水槽への出入口を施錠すること
- ☐ ほこり、雨水等が入らないか？
 - ・マンホール周囲に万一雨水や排水が滞留した時に、マンホール面が冠水しないよう衛生上有効な立ち上がりがあること（一般的には10cm程度）立ち上がりがない場合は二重蓋とし、それぞれパッキンを有する防水密閉型であること
 - ・たわみ等の変形で蓋と受枠との間に隙間が生じていないこと

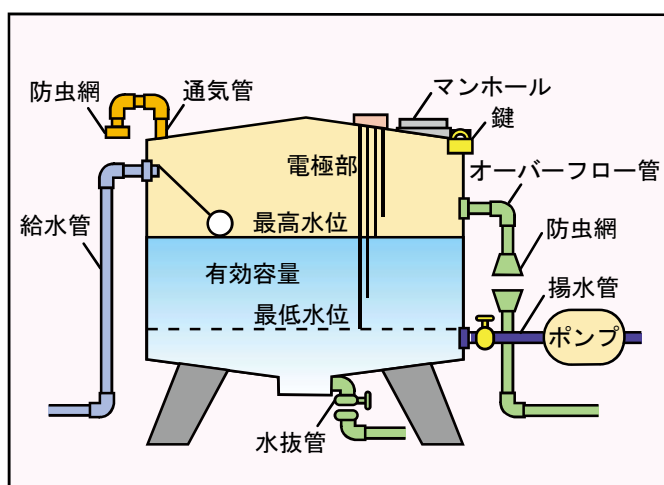
マンホール

給水管・排水管

水質

- ☐ 漏水、汚染のおそれはないか？
 - ・工業用水、井戸水等、水道水以外の配管と直接連結されていないこと
- ☐ 管先端部から昆虫等が入らないように防虫網が正常に取り付けてあるか？
 - ・防虫網に破損や目詰まりがないこと（網目は2mm程度が適当である）
 - ・管端部は下向きにすること
 - ・管端部の近くに排水管、空調の排気口及びボイラー等の排煙口がないこと
- ☐ 管先端部が直接排水溝に出ていないか？
 - ・逆流防止のため、15cm以上の間隔を確保すること
- ☐ 異常な臭気がないか？
- ☐ 異常な味ではないか？
 - （他の項目で異常が認められた場合は、安全のため実施しない）
- ☐ 異常な色ではないか？
 - ・赤色（鋼管からの鉄錆・鉄バクテリア及びマンガン等が原因と考えられる）
 - ・青色（鋼管からのマンガン酸化物又はパッキン等、ゴム類の劣化が原因と考えられる）
 - ・白色（時間が経過しても色が消えない場合は、亜鉛めっき鋼管や防錆剤等が原因と考えられる）
- ☐ 異常な濁りがないか？
- ☐ 残留塩素は0.1mg/L以上か？

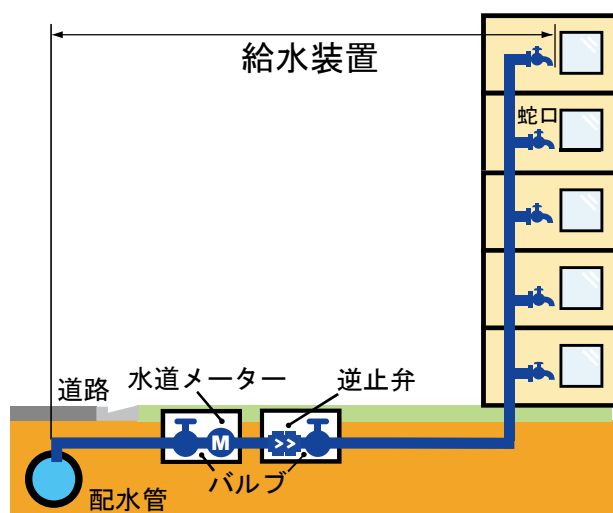
水槽各部の名称



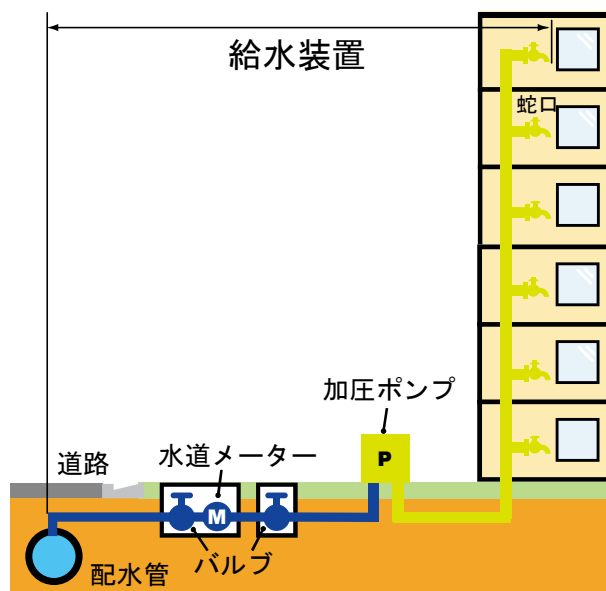
4 直結式給水について

「直結式給水」とは、配水管からお客さまに水を供給する末端給水栓まで直結した給水方式をいいます。この「直結式給水」には、配水管の水圧をそのまま利用して給水する直結直圧式、給水装置の途中に直結給水用加圧ポンプを設置し給水する直結増圧式及び直結直圧式と直結増圧式を併用して給水するゾーニング式があります。

■ 直結直圧式給水



■ 直結増圧式給水



「直結式給水」を適用する場合に必要な条件は以下のとおりです。

条件① 以下の要件に該当しないこと

- ア 配水管の水圧変動に拘らず、常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- イ 一時的に多量の水を必要とする場合
- ウ 災害・事故等による断水時にあっても、常時給水を必要とする場合
- エ 水道メーターの取替え等の断水時に影響が大きい場合
- オ 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱う工場、事業所及び研究所など

条件② 水圧条件

種類	給水方式	水圧条件
3階建て建築物	直結直圧式給水	0.245MPa以上
4階建て建築物		0.294MPa以上
5階建て建築物		0.343MPa以上
3階建て以上の建築物	直結増圧式給水	0.196MPa以上
	ゾーニング式給水	3階まで直圧式の場合 0.245MPa以上
		4階まで直圧式の場合 0.294MPa以上
		5階まで直圧式の場合 0.343MPa以上

5 直結式給水と受水槽式給水のちがい

「直結式給水」と「受水槽式給水」には、それぞれ特徴がありますので、使用形態や用途に応じて最適な給水方式を選定してください。

直結式給水のメリット・デメリット

メリット

- 1 受水槽及び高置水槽の定期的な清掃や保守管理が不要。
- 2 受水槽及びポンプ機器の設置スペース、費用が不要。
- 3 配水管から直接給水された水を飲むことができる。
- 4 直結直圧式の場合、ポンプを使用しないため、停電時にも給水ができ、電気料金が不要。

デメリット

- 1 水を貯めることができないので配水管の断水時及びメーター取替時には直ちに給水が停止する。そのため、常に水を必要とする建築物には向かない。
- 2 一時的に多量の水を使用する建築物には向かない。
- 3 直結直圧式の場合、配水管の水圧が変動するため、蛇口の水の出が安定しないことがある。

受水槽式給水のメリット・デメリット

メリット

- 1 受水槽に水を貯めることができるので、配水管が断水した時にもある程度の水を確保できる。
- 2 一時に多量の水を使用することができる。
- 3 給水圧、給水量をポンプにより一定に保持できる。

デメリット

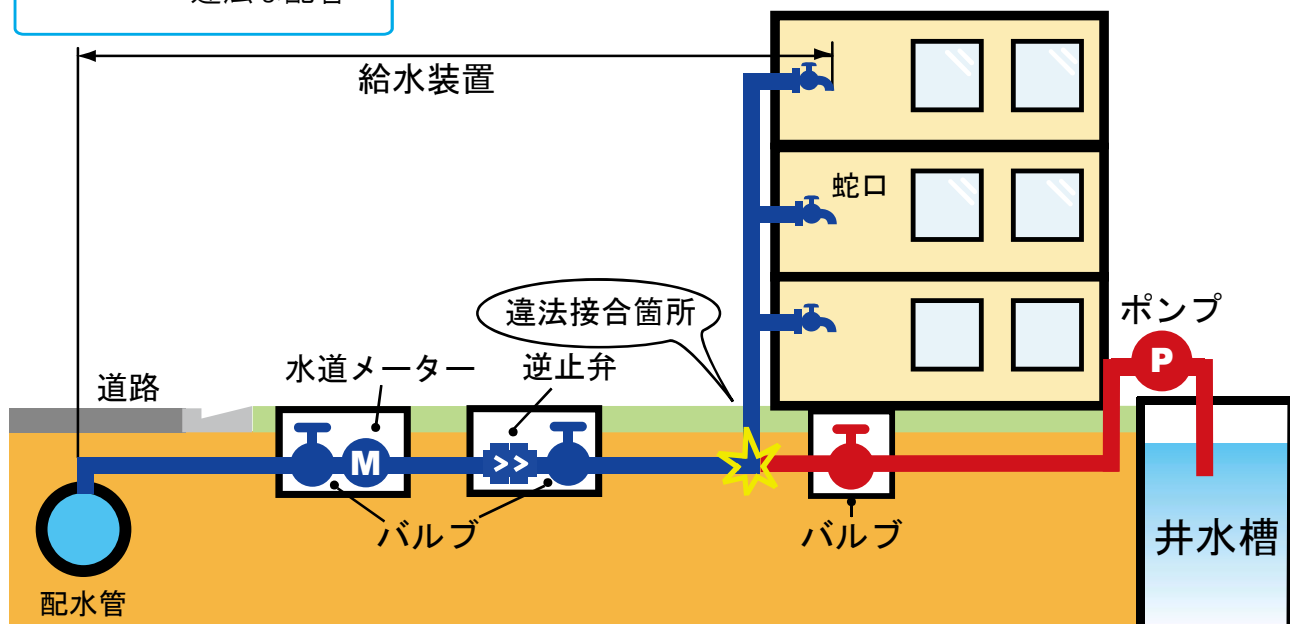
- 1 受水槽の定期的な清掃が必要であり、衛生管理を適切に行わないと水質低下を招く。
- 2 受水槽及び高置水槽の設置スペースや費用が必要。
- 3 高置水槽を設けない場合、停電やポンプが故障した時に断水する。
- 4 濁水が流入した場合、復旧に時間がかかる。

6 クロスコネクションについて

「クロスコネクション」とは、給水装置にその他の水道管やその他の設備を直接接合することをいいます。「クロスコネクション」は、たとえバルブや逆止弁が設置されていたとしても水道法で禁止されている違法な配管であり、安全な水を確保するためには、絶対に避けなければなりません。下図のような配管がなされている場合は、速やかに改善をお願いします。

違法な配管例

— : 違法な配管



7 受水槽式給水から直結式給水へ切り替える場合

既に受水槽を設置している建築物でも「直結式給水」へ切り替えることができる場合があります。「直結式給水」へ切り替える場合は、上下水道局への申請が**必要になります**。

工事の申請をせずに、無届けで直結式給水への切替えを行ったことが判明した場合は**当該建築物への給水を停止する場合があります**。

直結式給水 申請手順

手順① 直結式給水相談

【必要書類】直結式給水相談調書、当該建築物の位置図等

・どなたでも相談を行うことができますが、当該建築物の給水装置の設計・施工を行う「京都市指定給水装置工事事業者」(以下、指定業者という)であることが望ましいです。

直結可○

・上下水道局では、当該建築物の業態・規模等の確認、前面道路の配水管の状況調査、水圧計算を行うことにより「直結式給水の可否」を判断して回答します。

手順② 直結式給水事前協議

【必要書類】直結式給水事前協議申請書、直結式給水相談回答書

当該建築物の位置図・平面図・立面図・配管平面図・立面図
水理計算書

・「直結式給水可」と回答を受けた後に申請することができます。必要書類を添付した「事前協議申請書」を上下水道局に提出していただきます。

直結承認○

・上下水道局では、提出された書類より計画配管・水理計算書の精査、前面道路配水管状況の再確認、負担金の有無を決定し、「直結式給水の承認・不承認」を回答します。

手順③ 給水装置工事申請

・「直結式給水」が承認された後、上下水道局へ給水装置工事の申請をすることができ、しゅん工検査を受け合格することで切替え完了となります。

・既設配管を利用される場合は、耐圧試験結果及び水圧試験結果の提出が必要になります。

※給水装置工事の申請・施工は指定業者でなければ行うことができません。

申請手順は上記のとおりですが、直結式給水切替えに伴う配水管からの給水管分岐工事や加圧ポンプの設置、各戸の配管替え工事が必要になる場合があります。

詳しくは、担当の給水工事事務所(裏表紙)へご確認をお願いします。

●直結式給水に関する詳細は、「直結式給水施行要領」をご参照ください。

●「直結式給水相談」、「直結式給水事前協議」は上下水道局ホームページより電子申請で受け付けております。

●建築確認申請時には「直結式給水相談回答書」若しくは「直結式給水事前協議回答書」の添付が必要です。

●指定業者は、上下水道局のホームページでご紹介しています。

8 貯水槽水道に関する国の法律と京都市の指導要領

水道法

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令)の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣(簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については環境大臣)が定めるところによるものとする。

京都市小規模貯水槽水道及び飲用井戸衛生管理指導要領

1 目的

この要領は、水道法及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規制を受けない小規模貯水槽水道及び飲用に供する井戸等について、適正な管理、水質に関する定期的な検査及び汚染時における措置等の衛生指導を行うことにより、設置者等の自主的な維持管理による飲用水の衛生確保を図ることを目的とする。

2 基本方針

上水道布設地域内にあっては、飲用水としては水道水を使用するよう指導を行うものとする。

3 定義

この要領において使用する定義は、次のとおりとする。

(1) 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものであって、有効容量が10立方メートル以下の小規模貯水槽を有する施設をいう。

(2) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等において、その居住者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。

(3) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他事業所等において、飲用水を供給する井戸等の給水施設をいう。

(4) 飲用井戸等

小規模貯水槽水道、一般飲用井戸及び業務用飲用井戸をいう。

4 飲用井戸等の管理

設置者等に対し、飲用井戸等を次の各号の基準に従い管理するよう指導するものとする。

【右に続く→】

(1) 小規模貯水槽水道の管理

ア 水槽及びその周辺にみだりに人や動物が近づき、水が汚染されるのを防止するために、必要に応じ、当該施設にかぎをかけ、さくを設ける等適切な措置を講ずること。

イ 有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽及びその周辺を定期的に点検するとともに、当該施設の清潔保持に努めること。

ウ 水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の検査を定期的に行い、異常を認めたときは、必要な項目の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。

オ 小規模貯水槽水道の管理状況の検査を、水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)に依頼し、毎年1回以上、定期に検査を受けるよう努めること。

カ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、医療衛生センター長を経由して京都市保健所長(以下「保健所長」という。)に報告すること。

キ 管理記録、水質検査結果等を3年間保存すること。

ク 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面等を整理し、保存すること。

(2) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の管理

ア 飲用井戸及びその周辺にみだりに人や動物が近づき、水が汚染されるのを防止するために、必要に応じ、当該施設にかぎをかけ、さくを設ける等適切な措置を講ずること。

イ 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、飲用井戸及びその周辺を定期的に点検するとともに、当該施設の清潔保持に努めること。

ウ 業務用飲用井戸にあっては、水質検査を、毎年1回以上、定期に行うこと。また、一般飲用井戸にあっては、水質検査を、毎年1回以上、定期に行うよう努めること。

エ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の検査を定期的に行い、異常を認めたときは、必要な項目の水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。

オ 飲用井戸を新たに設置する場合には、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。また、使用開始前に飲用に必要な水質検査を行い、飲用に適することを確認したうえで使用すること。

カ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健所長に報告すること。

キ 貯水槽を有する場合には、水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

ク 管理記録、水質検査結果等を3年間保存すること。

ケ 給水施設の配置及び系統を明らかにした図面等を整理し、保存すること。

5 施設の把握

医療衛生センター長は、設置者等から受けた飲用井戸等の設置状況等の届出(別紙第1号～第4号様式)及び施設調査等に基づき、小規模貯水槽水道台帳及び飲用井戸台帳を作成、整備するものとする。また、飲用井戸等の実態の把握に努めるものとする。

6 その他

医療衛生センター長は、設置者等から供給する水が人の健康を害するおそれがある旨の報告があった場合、又は小規模貯水槽水道において登録検査機関から管理状況の検査の結果、衛生上問題がある旨の報告があった場合には、当該施設に対し立入検査を実施し、必要に応じ、設置者等に改善等の指導を行うものとする。

9 国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

京都市内で検査できる国土交通大臣及び環境大臣が登録する検査機関は次のとおりです。検査については、各検査機関にお問い合わせください。

令和7年4月現在

名 称	所 在 地	電話番号
(一財)関西環境管理技術センター	大阪府大阪市西区川口2丁目9番10号	(06) 6583-3262
(公社)京都保健衛生協会	京都府京都市南区西九条西柳ノ内町28番地の2	(075) 681-1727
(一社)京都微生物研究所	京都府京都市山科区川田御出町3番地の4	(075) 593-1441
日本水処理工業(株)	大阪府大阪市北区菅原町8番14号	(06) 6363-6330
奈良アクア・ラボ(株)	奈良県奈良市大宮町三丁目4番地24号大西ビル403号	(0742) 81-8668
日東化学工業(株)	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号	(093) 451-2711
(株)総合水研究所	大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6	(072) 224-3532
(株)西日本技術コンサルタント	滋賀県草津市矢橋町字御種子池649番地	(077) 562-4943
エスク(株)	大阪府大東市三箇4丁目18番18号	(072) 871-1065
(株)日吉	滋賀県近江八幡市北之庄町908番地	(0748) 32-5111
(株)ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南2丁目9番2号	(0721) 20-5611
(株)近畿環境衛生センター	奈良県奈良市東九条町748番地の1	(0742) 63-5288
日本メンテナンスエンジニアリング(株)	大阪府大阪市北区同心1丁目7番14号	(06) 6355-3000
(株)総合保健センター	岐阜県可児市川合136番地8	(0574) 63-7703
(株)HER	兵庫県加西市網引町2001番地39	(0790) 49-3220

10 連絡先一覧

保健福祉局 貯水槽水道の設置者は、医療衛生センターに届出をしてください。

名 称	所 在 地	担 当	電話番号
医療衛生センター	〒604-0835 中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2、6階	北東部方面担当 北区、上京区、左京区、東山区	(075) 746-7211
		中部方面担当 中京区、下京区	(075) 746-7212
		南東部方面担当 山科区、南区、伏見区	(075) 746-7213
		西部方面担当 右京区、西京区	(075) 746-7214

上下水道局 給水装置の工事は、担当の給水工事事務所に申請をしてください。

名 称	所 在 地	担 当	電話番号
北部担当	〒616-8084 右京区太秦安井一町田町14 太秦庁舎3階	北部工事第1係 北区、上京区的一条通以北、左京区	(075) 841-3126
		北部工事第2係 上京区的一条通以南、中京区、右京区、 西京区(外畑地区除く)	(075) 841-3127
南部担当	〒601-8116 南区上鳥羽鉾立町11-3 総合庁舎2階	南部工事第1係 山科区、下京区、南区、伏見区醍醐支所管内	(075) 672-3507
		南部工事第2係 東山区、西京区外畑地区、 伏見区(醍醐支所管内除く)	(075) 672-3511

このリーフレットに関するお問い合わせは

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11-3(総合庁舎4階)

京都市上下水道局 水道部 水道管路課

TEL:(075) 672-7749 FAX:(075) 691-6140

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



令和7年4月作成